

告 示

埼玉県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）戸田氷川町商業施設開発計画

戸田市氷川町二丁目四千四百四十四番地 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・荷捌き施設について

荷捌き施設については、「面積 一箇所 六十・九㎡、荷捌き時間午前六時から午後十時」と記載され、位置としては敷地南東方向となっている。

本箇所は、準工業地域であるが、かろつじて早朝、夜間、（朝八時～夜八時）休日のみは平穏が保たれている状況であり日中は騒音に苦慮している。

このような状況にもかかわらず朝六時からの荷捌きについては、台車、荷物の積み下ろし、トラックの荷台の開閉、トラックの走行音、後進ブザー音が発生し、近隣の安眠を妨げることになり、非常に精神的苦痛が生じることになる。

位置については全面道路幅が五・五mしかない箇所であり、荷捌き場所内で後進させるということであるが、なぜ西側の市道（幅員十一m）に設置することが出来ないのか、また荷捌き後の車両動線が通学路と重なるため、交通安全上問題がある。

それらについて、平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、防音壁の設置や車両動線荷捌き場所の変更、荷捌き時間の変更（朝八時～夜八時）を申し入れたが、変更出来ないとの回答であった。

説明資料では騒音の基準値は満足すると記載されているが、予測地点B、Cでは環境基準値をわずかに下回っている程度であり、静かな朝での騒音は非常に回りに響き、単純に基準うんぬんという話ではないし、それに伴う具体的な方策も何ら示されていない。

また隣接地は老人ホームであることから当然騒音に関する配慮は必要であると考えられるし、近隣住民に対しても騒音を軽減する方法は当然示すべきである。

以上のことから次の点について再度確認及び改善を求める。

荷捌きにあたり、絶対に路上待機することがないよう、また路上を荷捌き場として使用しないよう、確実に実施すること。当然アイドリングストップを厳守すること。

荷捌き場において商品搬入車両からの発生する騒音の他、商品搬入時の衝撃音及び搬出後の空カーゴの衝突音などの発生が懸念されるため、搬入箇所衝撃音を吸収するような措置（ゴムマット設置）を講ずること。商品の搬出入についての作業を丁寧に行うなど作業員に周知徹底を図ること。また荷捌き車両の後進のブザーは鳴らせないように運送会社に周知徹底させること。

荷捌き終了後の車両動線は、東側の生活道路を経て通学路を通過することになるので、徐行、一時停止等安全対策について周知徹底していただきたい。

騒音や他の周辺住民の生活環境への対応については、新規開店後も継続して、住民の声、要望に対応していく窓口を設置し広報すること。また要望については誠実に対応すること。今現在提出されている届出内容（交通・騒音関連）については、机上での予測であり現実と違う場合がある。

・給排気口施設について

埼玉県発行の「大規模小売店舗立地法のしおり」のP6の4・廃棄物に係る事項等 には、食品加工場からの調理臭や悪臭防止のための措置についての対策について配慮する旨記載されているにもかかわらず、対策が何も取られていない。本件のような大規模店舗において、近隣の迷惑となるような調理臭等に対する対策が取られていないのは理解できない。

このため次の点について改善を求める。

食品加工場からの臭いや悪臭防止のための換気扇や排気口等に悪臭物質を取り除く機器を設置すること。

・動線における安全の確保・渋滞について

平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、個人的には、概ね了解したが、再度確認の意味も含め、次の点について提案したい。

隔地駐車場からの人の動線について何の記載もないが、道路を横断して店舗に向かうと考えられ、それに対する安全対策が示されていない。横断する道路の交通量は比較的多く、バス路線にもなっている。横断歩道も設置されていない場所である。

また北側道路からの車両進入については、右折進入について何ら考慮されていないが、非常に交通量が多い道路であり右折車両が原因で渋滞や事故の発生が考えられ非常に危険である。当然、右折進入は禁止にすべきであり、そのための警

備員も常時、配置されるべきである。

以上から次の点について考慮を求める。

隔地駐車場からの出入口（出入口）に車両誘導警備員を常時配置し、客の安全確保をすること。

北側道路からの店舗北側駐車場（出入口）への右折進入は禁止とし、それを示す看板の設置や車両誘導警備員を常時配置すること。

・廃棄物の処分について

収集運搬車の作業時間が不明。

当然近隣の迷惑とならないよう、時間は朝8時から夜8時の間とすべき。

・店内BGMについて

近隣に音が漏れないように音量に配慮すること。

・店舗建設工事について

平成二十二年三月六日に個別に説明を受け、概ね了解したが、再度確認の意味も含め、次の点について厳守願いたい。

日曜・祝日は作業しないこと。

作業時間は朝八時から十八時までとすること。

騒音対策を考えること。

近隣住民に対して、工程表を配布して作業内容を周知させること。また、安全対策を十分に考えること。

二 縦覧期間

平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター